

互助会からのお知らせ

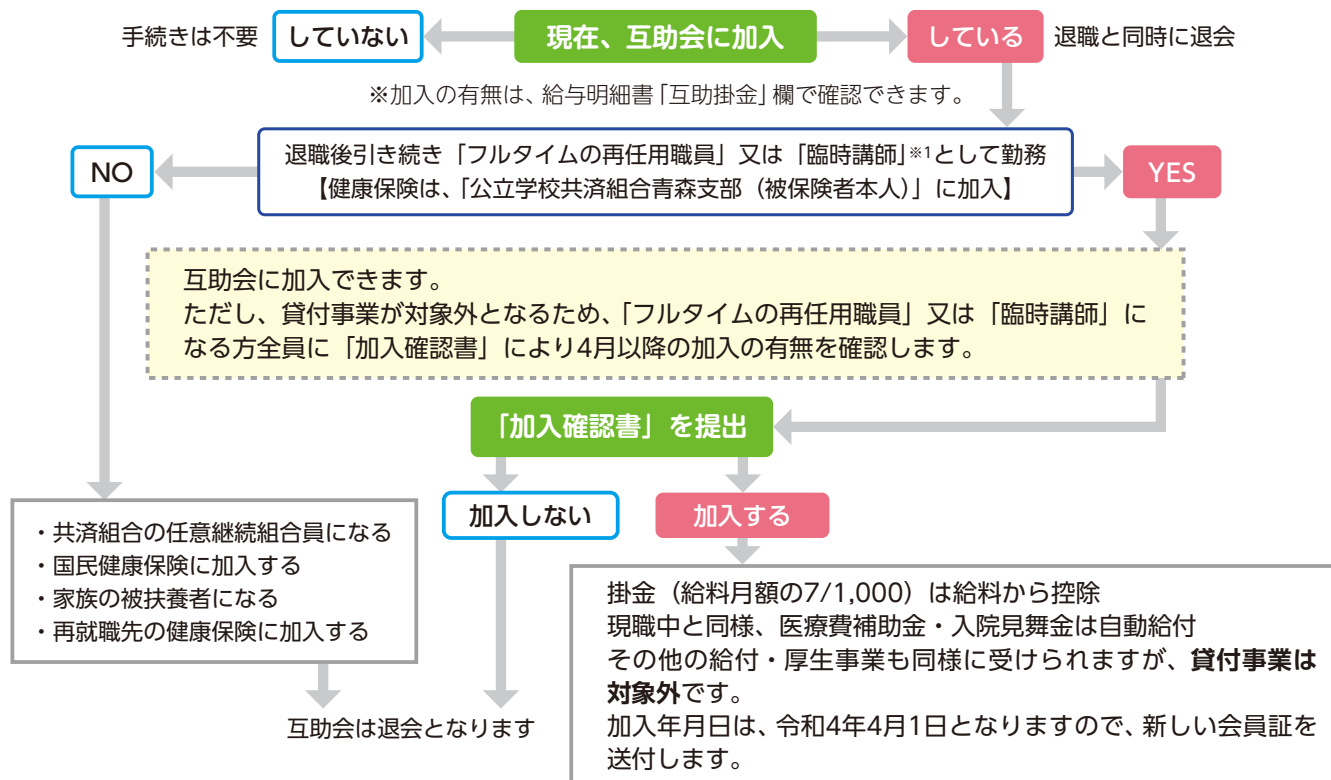
退職に伴う互助会手続きについて

1. 「加入確認書」の提出について

教職員互助会は、退職と同時に退会となります。

退職後、引き続き「フルタイムの再任用職員」または「臨時講師」※1として勤務する方は、「加入確認書」を提出してください。

(令和4年3月に定年・勸奨等で退職し、4月から新たに「フルタイムの再任用職員」または「臨時講師」として勤務する方に限ります。)



2. 互助会員証について

退職後、速やかに「会員証」を互助会へ返送してください。

3. 在職中の給付・貸付について

(1) 「医療費補助金」・「入院見舞金」について

在職中(令和4年3月診療分まで)の「医療費補助金」・「入院見舞金」は、診療月の3カ月後に個人口座へ自動給付されます。

(2) 「退職慰労金」について

10年以上在会して退会した場合、在会年数に応じた「退職慰労金」が、5月中旬に自動給付されます。

(3) 「生活資金貸付」の未償還金について

退職時に生活資金貸付の未償還金がある場合は、退職手当から控除されます。

(1)～(3)ともに、手続きは不要ですが、届出済の個人口座は、7月末頃まで解約しないでください。

※1 臨時講師…臨時講師、臨時養護助教諭、臨時実習講師、臨時寄宿舎指導員、臨時学校栄養職員、臨時事務職員

令和3年度「スポーツ観戦補助事業」、「施設利用補助」について

新型コロナウイルス感染症拡大により、令和3年度は下記のとおり実施しています。

■ スポーツ観戦補助事業

会員又は被扶養者が、スポーツを観戦したとき

補助額

チケット単価の半額 (2,000円を限度)
ただし、会員一人につき、年度内6,000円を限度とする。

提出書類

- 令和3年度 スポーツ観戦補助事業請求書
- チケットの半券(チケット半券に価格が記載されていない場合、チケット価格のわかるチラシ等も添付)



■ 施設利用補助

会員又は被扶養者が、互助会指定宿泊施設以外に宿泊したとき

補助額

1泊につき、1,000円
会員一人につき年度内3,000円を限度とする。
ただし、指定宿泊施設に宿泊した場合を除く。

提出書類

- 令和3年度 施設利用補助金請求書
- 領収書 (オンライン決済の場合は宿泊日・宿泊者等がわかるもの)

